### 提言書

出雲市の都市計画道路見直しについての提言

平成27年3月

出雲市都市計画道路見直し検討委員会

#### 1. はじめに

#### 【背景】

都市計画道路は、都市の骨格を形成し安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて決定された道路です。その役割は、交通機能はもとより、水道、ガス等のインフラ収容機能、災害避難路や延焼防止の防災機能など多岐にわたります。

出雲市の多くの都市計画道路は、高度経済成長期であった昭和30年代・40年代頃に決定されています。しかしながらその後、出雲地域の土地区画整理事業や出雲市駅付近の連続立体交差事業、山陰道インターチェンジへの連絡などに対応する新たな路線を都市計画決定したこと、また、他の道路事業により補完する代替道路の整備が進んだこと等により整備優先度が変化した結果、都市計画決定後何十年も未着手となっている路線が存在しています。このほか、多くの路線は市街地にあるため、建物移転の発生や用地買収などの事業費が嵩むことが事業の長期化要因となっており、これが長期未着手の発生原因ともなっています。

市内には現在、66 路線、約 115 kmが都市計画決定(区画街路を含め、自動車専用道路を除く)されており、そのうち未着手区間が、

27 路線、約 27 kmあり、延長割合として約 23%となっています。また、このうち長期未着手区間(30 年以上未着手)は、19 路線、約 15 kmあり、延長割合として全体の約 13%となっています。

このような長期未着手都市計画道路は、都市機能が十分確保されないことだけでなく、建築制限がかけ続けられているため、土地所有者の私権を長期にわたり制限しているという問題も抱えています。

特に最近では、急速な少子高齢化の進行に伴う人口減少や厳しい 財政状況による公共事業費の縮減など都市をめぐる社会情勢も大き く変化しており、都市の根幹的施設である都市計画道路についても、 現在の計画が将来の都市に必要な道路網となっているか検証し、必 要であれば速やかに見直すことが求められています。また、長期に わたる建築制限への対応や、効率的かつ重点的な道路整備の必要性 からも見直しが求められているところです。

#### 【目的】

当委員会は、こうした背景と課題を踏まえ、都市計画道路の見直 しに関する調査・検討を行うことを目的に発足しました。平成 26 年 10 月から 4 回の会議を開催し、都市機能上の必要性、経済性、実現 可能性を見直しの視点とし、各路線の検証を行いました。

具体的には、都市計画マスタープランなどの上位計画に掲げられ

た都市の将来像を踏まえ、都市全体の道路ネットワークを対象とした検討を行い、その必要性や効果を明らかにしたうえで見直しを行いました。また各路線に関し、交通量のほか、市街地形成や都市防災の機能、沿道の土地利用や建物セットバックの状況などについて、総合的に評価し検討を行いました。

さらに、現道がない計画路線や連続立体交差 2 期事業に関連する 路線などについて、現状を正確に把握するため現地視察を行うとと もに、見直し路線の該当地域・地区の意見も参考にしながら協議を 重ね、見直し方針をとりまとめました。

なお、検討委員会の開催経過については以下のとおりです。

出雲市都市計画道路見直し検討委員会開催経過

会 議	開催日	会 場	検討事項等
第1回	H26. 10. 24	庁議室	<ul><li>・都市計画道路について現状等の確認</li><li>・見直し対象路線の抽出、見直し方法の検討</li><li>・平田、大社、斐川地域の見直し対象路線について見直しの検討</li></ul>
第2回	H26. 11. 26	出雲 科学館	・第1回検討委員会における課題の整理 ・平田、大社、斐川地域に係る各地域からの意見の報告 ・出雲地域の見直し対象路線について見直しの検討 ・出雲地域の見直し対象路線について現地視察
第3回	H27. 1. 26	庁議室	・第2回検討委員会における課題の整理 ・出雲地域に係る関係4地区からの意見の報告 ・斐川地域の見直し対象路線について現地視察 ・見直し方針についての最終確認
第4回	H27. 2. 18	庁議室	・見直しについての提言の内容検討

今回の検討を踏まえ、出雲市が今後、都市計画道路の見直しを進めるにあたって以下のとおり提言します。

#### 2. 見直し方針

今回、県管理路線を含む 23 路線 (30 区間)、区間延長約 24 kmを「存続路線区間」、「計画変更路線区間」、「廃止路線区間」の 3 区分とし、次のとおり見直し方針としてとりまとめました。

区分	区間数	延長	備考
存続路線区間	9 区間	(29%)	9 区間の内、4 区間(3,900m)は連立 2 期関連区間
1	り位則	6,930m	(今回は存続とし、再度見直しを行う)
<b>社面亦再</b> 收纳反即	10 区間	(28%)	幹線街路の幅員変更等:5 区間(3,879m)
計画変更路線区間 	10 区間	6,664m	幹線街路から区画街路への変更:5 区間(2,785m)
廃止路線区間	11 区間	(43%)	
<b>光</b>	11 区間	10,370m	
合 計	30 区間	23,964m	

見直しの結果、現計画どおり存続の方針とした路線は、9区間、約6.9kmとなりました。このうち、連続立体交差事業2期区間に直接関連する4区間、3.9kmについては、現在この事業が投資効果や厳しい財政事情等により休止となっており、検討委員会において評価をすることができないことから今回は存続とし、今後、この事業に関する判断が出された時点で再度見直しを行う方針としました。

幅員等の計画変更が必要と判断した路線は10区間、約6.7kmとな

りました。このうち 5 区間、約 2.8 kmについては、「他路線の整備により幹線機能の必要性が低下している」、「拡幅が非常に困難な状況にあり、また付近に機能代替え路線がある」などの理由により、幹線街路から区画街路に変更する方針としました。

一方、埋蔵文化財などにより実現可能性が低い路線、社会状況の変化などにより決定当時の目的が薄れている路線等、11 区間、約 10.4 kmについては、都市計画を廃止する方針としました。

見直しの結果、存続となる路線のうち、都市計画マスタープランで主要な位置づけがなされている路線などについては、早期の整備が望まれます。

一方、計画の廃止や区画街路変更に関して、現道の交通安全や沿道のまちづくり、防災面などについて留意が必要とした路線については、引き続き地域住民と関係機関による検討が必要と考えます。

さらに、都市計画道路区域内の建築制限については、関係する地域住民に対して十分な説明責任を果たし、合意形成に向けて努力することが求められます。

#### 3. おわりに

今後、出雲市が島根県とともに、本提言をもとに将来のまちづく りを見据えた都市計画道路の見直しを進め、市民に対する情報公開 と十分かつ丁寧な説明に努められたうえで変更・廃止の手続きを行 い、存続する路線については計画的に整備されることを希望します。

> 出雲市都市計画道路見直し検討委員会 委員長 河原荘一郎

#### 出雲市都市計画道路見直し検討委員会・委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏 名	組織・役職等
委員長	河原荘一郎	松江工業高等専門学校教授
副委員長	勝部 祐治	元島根県景観審議会委員
委員	佐々木 誠	出雲商工会議所事務局長
委員	坂本 倫光	平田商工会議所事務局長
委員	室家 隆一	出雲商工会会長
委員	長岡 秀治	斐川町商工会会長
委員	小野 篤彦	出雲観光協会事務局長
委員	小村 浩二	一畑バス株式会社出雲支社課長代理
委員	別所 克己	出雲市土木委員会会長
委員	入江紀久男	出雲市自治会連合会会長
委員	亀谷 典子	出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議
委員	山本 俊彦	中国地方整備局松江国道事務所計画課課長
委員	石田 弘至	島根県土木部都市計画課課長
委員	中山 浩一	出雲警察署交通課課長
委員	岩﨑 泰敬	島根県出雲県土整備事務所管理監

#### 附属資料

資料1:出雲都市計画道路の現状と見直し対象路線・区間の抽出

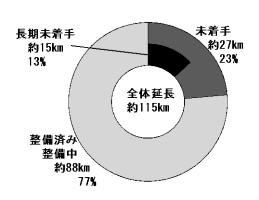
資料2:見直し方針

資料3:見直し方針図

資料4:見直し留意事項

#### 出雲都市計画道路の現状

- ・自動車専用道路を除く都市計画道路は、66 路線、約 115 kmが決定されています。
- ・上記のうち未着手区間は、27 路線、約 27 kmあり、 約 23%を占めています。
- ・未着手区間の内、30年以上の長期未着手区間は、19路線、約15kmあり、全体延長の約13%を占めています。

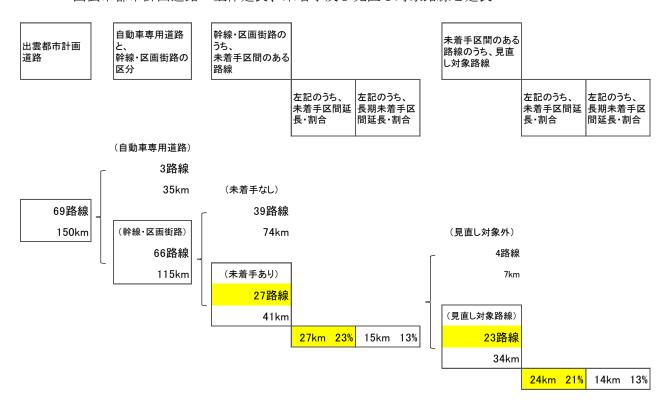


出雲市の都市計画道路の状況

#### 見直し対象路線・区間の抽出

島根県の都市計画道路見直しマニュアルに基づき、今回 23 路線、区間延長約 24 kmの 見直し路線・区間を抽出しました。

出雲市都市計画道路 全体延長、未着手及び見直し対象路線と延長



※)延長割合については、幹線、区画街路の総延長115kmを分母としている。

#### 出雲市都市計画道路のうち未着手及び見直し対象の路線と延長

未着手区間のある路線	計画決		代表 幅員	т	手路線延長( うち未着手		見直し検討し 未着手区間(	
番号 路線名	当初自	主要変更	(m)	全区間	区間	着手区間		クガ E1
市道						. – – – –		
3.4.3 南本町上塩冶線	S33. 3. 28	H2. 1. 9	16	1,960	110	110	北本町南本町線、国道	7-A: 230m
3.4.7 上成新町線	S33. 3. 28	H7. 12. 8	18	1, 140	920	920	北本町 日本町 豚、国垣 9号有楽町線で3区間に 分割	7-A: 250 m 7-B: 530 m 7-C: 160 m
3.4.10 高砂町渡橋線	S33. 3. 28	H2.1.9	16	620	340	340		
3.5.11 上成大津小学校前線	S33. 3. 28		12	1,240	1, 140	1, 140	大曲来原線交差点で2 区間に分割	11-A: 440 m 11-B: 700 m
3.5.13 出雲市駅前大津線	S33. 3. 28	H2. 1. 19	12	1,890	880			
3.5.15 大曲来原線	S33. 3. 28		12	2, 110	1, 400	1, 400		
3.5.18 天神一の谷線	S49. 1. 9		12	2, 950	2,035	2, 035	天神側と一の谷側で2 区間に分割	18-A: 1, 150m 18-B: 885m
3.4.19 医大前新町線	H2. 1. 9		16	1,510	400			
3.5.21 新崎大塚線	S58. 2. 23		12	2, 090	174	174		
3.5.26 郡是前塩冶原町線	S33. 3. 28		12	650	650	650	[	
3.4.28 下沢高西線	H2. 1. 19		16	990	465		下沢側と高西側で2区 間に分割	28-A: 130 m 28-B: 335 m
3.5.29 昭栄一の谷線	H2. 1. 19		12	1, 180	1, 180			
7.7.1 上成二京町線	S33. 3. 28		6	460	460	460		
7.7.2 高瀬川南沿線	S33. 3. 28		6	1,220	1,220	1, 220		
7.7.5  三京町海上東線	S33. 3. 28		6	360	360	360		
3.5.48 竿井手筋線	S37. 4. 11		12	480	480	480		
3.5.49 山王川筋線	S37. 4. 11		12	390	390	390		
3.5.55 小土地神門線	S40. 5. 26		12	1, 150	1, 150	1, 150		
3.5.56 山根流下線	S40. 5. 26		12	1, 100	1, 100	1, 100		
3.5.57 西原乙見線	S47. 4. 28		12	820	820	820		
3.4.58 駅通り線	S40. 5. 26		16	1,040	380	380		
3.4.24 斐川中央線	H1. 4. 7		16	5,050	4, 100		直江式部線交差点で2 区間に分割	24-A: 2, 210m 24-B: 1, 890m
国・県道				 				
3.2.31 神戸橋神西沖線	H7. 9. 5	H13. 4. 17	30	3, 680				
3.5.41 西代京塚線	S27. 3. 31	S49. 8. 2	12	810	810	810		
3.5.52 北荒木赤塚線	S40. 5. 26		12	2,530	1,340	1,340		
3.3.59 出雲大社平田線	НЗ. 1. 29		25	2,330	2, 330		北荒木赤塚線交差点で 2区間に分割	59-A: 860m 59-B: 1, 470m
※1 (上記路線の交差点関連部)		†		240	240			
7.5.7 神門通り線	S40. 5. 26 H	H23. 2. 25	12	730	212			
合 計				40, 720	26, 976	15, 279		
路線数	•	'		27	27	19		

※1:出雲大社平田線との交差点部が未改良部となっている大社日御碕線及び浜山公園北荒木線については、 路線表記はせず関係延長を計上する。

: 今回の見直し対象とならない路線

#### 見 直 し 方 針

#### ■出雲地域

区分	図番号	路線名	区間延長 (m)	計画幅員 (m)	現況幅員 (m)		見直し方針とその理由
	10	高砂町 渡橋線	340	16.0	5.0 ~ 6.5	現計画を存続	<ul><li>・都市計画マスタープランにおいて中環状道路を構成する主要な路線と位置付けられており、道路ネットワーク上不可欠な路線であることから存続とする。</li><li>・また、区間途中の危険な交差点の問題解消も果たす。</li></ul>
存続路間	18-B	天神一の谷線	885	12.0	4.5 ~ 6.0	現計画を存続	・一の谷公園周辺の沿道は、都市計画マスタープランにおいて低層、中高層の住宅地として土地利用を図ることとしているが、現状は低・未利用地が多い状況にある。 ・従って、本路線の整備により、住居専用地域への市街化誘導の促進を図るため、存続とする。 ・また、、都市計画道路のネットワーク構成から大津中央ーの谷線まで繋ぐ必要性がある。
	28-A	下沢高西線	130	16.0	4.0	現計画を存続	・内環状道路と中(外)環状道路の接続機能を持つ路線である。 ・現道は狭隘であるが、接続する中環状道路の今市古志線沿線の開発等に 伴って通過交通量が増加しており、円滑な交通の確保、交通安全の面で整備 の必要性が高いことから存続とする。
	28-B	下沢高西線	335	16.0	5.0 ~ 6.0	現計画を存続	・内環状道路と中環状道路の接続機能を持つ路線であり、現況交通量も多い。また、天神一の谷線(18-A)と近い位置にあるため、機能を1つにして本路線を存続とする。
	11-A	上成大津 小学校前線	440	12.0	7.0 ~ 7.5	現計画を存続 【連立2期関連路線と 同扱い】	・連立2期(連続立体交差事業2期区間)の継続・中止により、本路線の将来交通量が大きく変化するため、連立2期関連路線の取扱いと同じとする。
存続 路線 区間	13	出雲市駅前 大津線	880	12.0	_	現計画を存続 【連立2期関連路線】	・連立2期が休止の状態のため、直接関連する本路線の評価を現段階で行うことが難しいことから『存続』とし、この事業の継続・中止が決定したところで再度見直しを行うこととする。
連立 2期 関連 路線	15	大曲来原線	1,400	12.0	5.0 ~ 8.0	現計画を存続 【連立2期関連路線】	・連立2期が休止の状態のため、直接関連する本路線の評価を現段階で行うことが難しいことから『存続』とし、この事業の継続・中止が決定したところで再度見直しを行うこととする。
	29	昭栄一の谷 線	1,180	12.0	_	現計画を存続 【連立2期関連路線】	・連立2期が休止の状態のため、直接関連する本路線の評価を現段階で行うことが難しいことから『存続』とし、この事業の継続・中止が決定したところで再度見直しを行うこととする。
	3	南本町上塩冶線	110	20.0		現道幅員への変更 W=16.0m (道路区分の変更なし)	・現道の幅員構成で機能上特に支障は無いため、現道幅員への変更とする。
	21	新崎大塚線	174	12.0	9.0	片側歩道への変更 W=10.5m (道路種別の変更なし)	・現道は歩道の未整備区間となっており、歩行者ネットワークが分断されていることから、これを繋ぐため歩道計画を存続させる。 ・なお、歩行者交通量及び現況路肩の広さから片側歩道計画に変更する。
計画変更	7-A	上成新町線	230	18.0	8.5 ~ 10.5	区画街路に変更 W=10.0m	・補助幹線機能を代替えする路線があること、また商店街の両側を移転する計画となっており、事業実施が難しいと判断されることから、幅員10mの区画街路への変更とする。
路線 区間	7-B	上成新町線	530	18.0	~	現道幅員に合わせた 区画街路に変更 W=6.0m	・補助幹線機能を代替えする路線があること、また商店街の両側を移転する計画となっており、事業実施が難しいと判断されることから、現道幅員にあわせた区画街路への変更とする。
	7-C	上成新町線	160	18.0	~	現道幅員に合わせた 区画街路に変更 W=6.0m	・補助幹線機能を代替えする路線があること、また商店街の両側を移転する計画となっており、事業実施が難しいと判断されることから、現道幅員にあわせた区画街路への変更とする。
	11-B	上成大津 小学校前線	700	12.0	~	現道幅員に合わせた 区画街路に変更 W=6.0m	・補助幹線機能を代替えする路線があること、また現地は建物が連担しており事業実施が難しいと判断されることから、現道幅員にあわせた区画街路への変更とする。
	18-A	天神一の谷線	1,150	12.0	_	現計画を廃止	・現道のない箇所の計画であるが、既に宅地化が進行しており、加えて宅地に対して斜めの計画線となっているため、事業実施は難しいと判断されることから廃止とする。 ・並行する下沢高西線(28-B)を存続することにより、ネットワーク機能は確保可能と考えられる。
廃止	26	郡是前塩冶 原町線	650	12.0	5.5 ~ 6.5	現計画を廃止	・現況交通が4,000台/日あるが、周辺道路の整備などにより将来交通量が減少すると予測されていること、また補助幹線機能を代替えする路線があることから廃止とする。
路線区間	(1)	上成二京町線	460	6.0	5.0	現計画を廃止	・区画道路として既に一定の機能があり、また今後の整備予定もないため、廃 止とする。
	(2)	高瀬川 南沿線	1,220	6.0	自転車道	現計画を廃止	・高瀬川対岸(北側)の市道及び自転車道により、既に一定の交通機能があり、また沿道は建物が連担している状況にあるため、廃止とする。
	(5)	三京町 海上東線	360	6.0	5.0 ~ 6.0	現計画を廃止	・区画道路として既に一定の機能があり、また今後の整備予定もないため、廃 止とする。

#### ■大社地域

区分	図番号	路線名	区間延長 (m)	計画幅員 (m)	現況幅員 (m)		見直し方針とその理由
存続 路線 区間	52	(県管理道) 北荒木赤塚 線	1,340	12.0	7.5 ~ 10.5	現計画を存続	・大社地域における道路ネットワークを構成する主要な路線であることから存続とする。 ・自動車交通量が多く歩道整備の必要性が高い。
計画変更	58	駅通り線	380	16.0		現道幅員への変更 W=11.5m (道路区分の変更なし)	・現道で一定の機能を発揮しているため、現道幅員への変更とする。 ・計画歩道幅員(両側)を2.25mとする。
路線区間	55	小土地神門 線	1,150	12.0	5.5 ~ 6.0	現道幅員に合わせた 区画街路に変更 W=5.5m 起点位置の変更	・補助幹線機能を代替えする路線があること、また現地は建物が連担しており事業実施が難しいと判断されることから、現道幅員にあわせた区画街路への変更とする。 ・現道に合わせ、起点位置を変更する。
	56	山根流下線	1,100	12.0	_	現計画を廃止	・補助幹線機能を代替えする路線があり、また、計画が住宅の密集地域や集団墓地内への配置となっており事業の実現性が低いことから廃止とする。
廃止 路線	57	西原乙見線	820	12.0	_	現計画を廃止	・弥生時代の埋蔵文化財である原山遺跡の保護のため、廃止とする。 ・都市計画マスタープランにおいて中環状道路の位置付けがあるが、将来交 通量が少ないため、現段階において代替え機能は検討しないこととする。
区間	59-A	(県管理道) 出雲大社平 田線	860	25.0	_	現計画を廃止	・都市計画決定において主要幹線、環状道路という位置付けがあったが、既に整備済みの他の路線がその機能を担っており、道路ネットワークが成立していることから廃止とする。
	59-B	(県管理道) 出雲大社平 田線	1,470	14.0	_	現計画を廃止	・都市計画決定において主要幹線、環状道路という位置付けがあったが、既 に整備済みの他の路線がその機能を担っており、道路ネットワークが成立し ていることから廃止とする。

#### ■平田地域

区分	図番号	路線名	区間延長 (m)	計画幅員 (m)	現況幅員 (m)		見直し方針とその理由
計 変更路線区間	48	竿井手筋線	480	12.0	11.0	現道幅員、片側歩道へ の変更 W=11.0m (道路区分の変更なし)	・現道(2車線片側歩道)で一定の機能を発揮しており、将来交通量、現況自 転車歩行者数も少ないため、現道幅員、片側歩道への変更とする。
廃止 路線 区間	49	山王川筋線	390	12.0	-	現計画を廃止	・補助幹線機能を代替えする路線があり、また周辺の区画道路整備と住宅地 開発により当初の市街化誘導の目的が薄れているため廃止とする。

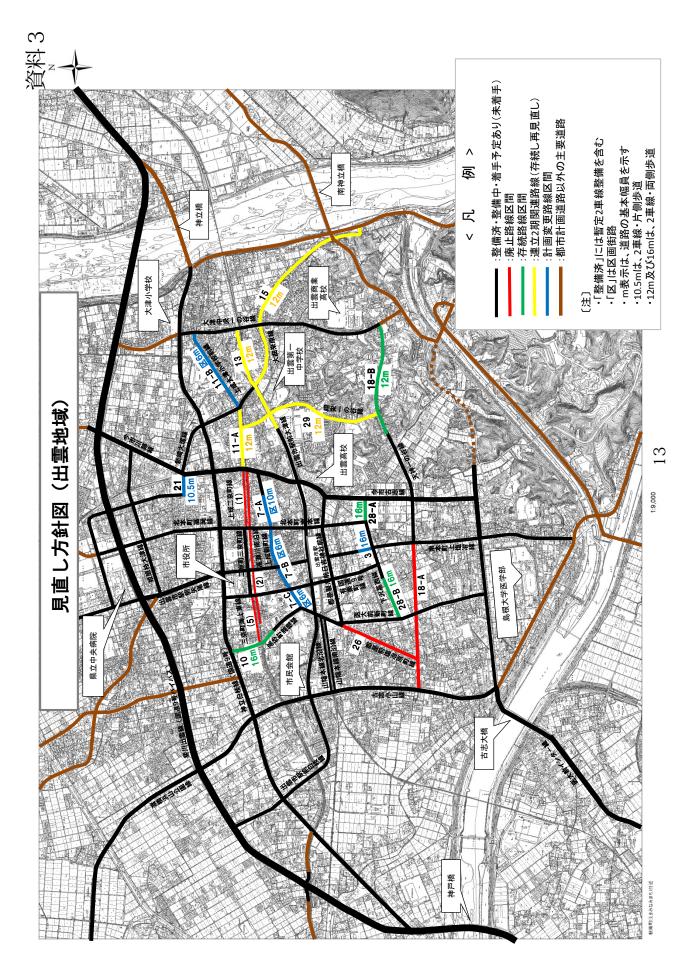
#### ■斐川地域

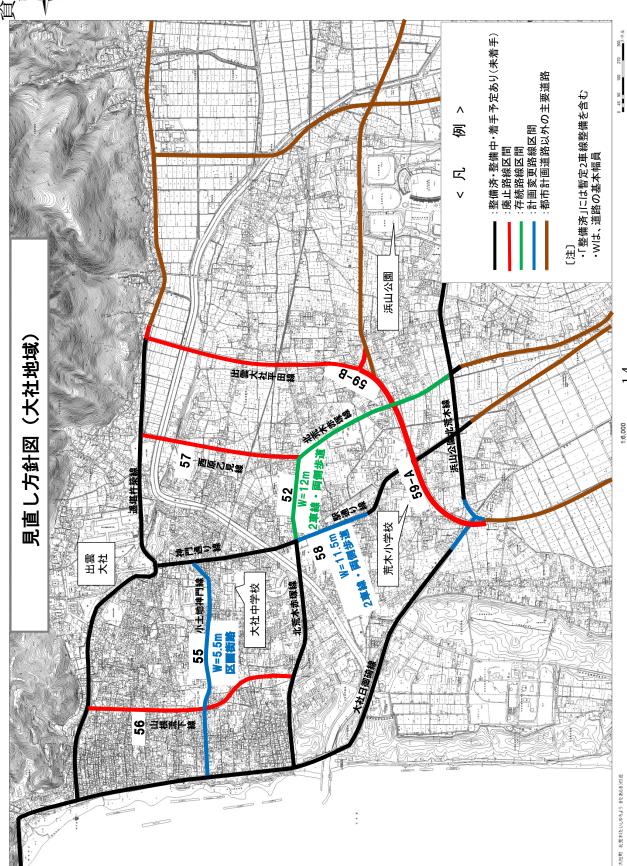
区分	図番号	路線名	区間延長 (m)	計画幅員 (m)	現況幅員 (m)		見直し方針とその理由
計画更線区間	24-A	斐川中央線	2,210	16.0		起終点等位置の変更 計画幅員の変更 W=12.0m	<ul> <li>・都市計画マスタープランにおいて、産業都市拠点のネットワーク路線として位置付けられており、周辺は工業団地が整備され、また現在も団地の拡張工事が進められていることから存続とする。</li> <li>・近接して並行にある(市)新川中央線は、JRとの立体交差部のクリアランスが1m以上不足しており、大型車の通行が制限されていることからも必要性がある。</li> <li>・起点としていた県道位置が大きく変更となったため、これに合わせ起点位置を変更し、路線を延伸する。</li> <li>・同路線の24-B区間を廃止することにより道路機能が補助幹線となること、また将来交通量、現況自転車歩行者数を勘案し、現計画の歩道幅、路肩幅を縮小して計画幅員を12mとする。</li> </ul>
廃止 路線 区間	24-B	斐川中央線	1,890	16.0	_	現計画を廃止	・近接して並行に交通機能を代替えする(市)新川中央線があることと、沿線地形から市街化誘導(宅地開発)しにくい状況があることから廃止とする。

#### 口まとめ

区分	区間数	延長	備  考
存続路線区間	5 区間	3,030 m	5区間の内、1区間(1,340m)は県管理道路
存続路線区間 【連立2期関連】	4 区間	3,900 m	連続立体交差事業2期区間の継続・中止が決定したところで再度、見直しを行う
計画変更路線 区間	10 区間	6,664 m	幹線街路の幅員等変更等:5区間(3,879m)、 幹線街路から区画街路への変更:5区間(2,785m)
廃止路線区間	11 区間	10,370 m	11区間の内、2区間(2,330m)は県管理道路
合 計	30 区間	23,964 m	

- ※上記の「計画変更路線区間」の延長には、以下の延長を加えています。(540mを加算)
- ·59-A出雲大社平田線の廃止に伴い、関連する交差点部 240m の位置を変更する必要があるため。
- ・55小土地神門線の起点の変更により、15m延長を延ばす必要があるため。
- ・24-A斐川中央線の起点の変更により、285m延長を延ばす必要があるため。





16

## 見直し留意事項

■「廃止路線区間」及び「幹線街路から区画街路への計画変更路線区間」に係る留意事項

資料4

地域区分	公図番号	路線名	区間延長 (m)	計画幅員 (m)	現況幅員 (m)	見直し方針	留意事項
	7-A	上成新町線	230	18.0	8.5~ 10.5	区画街路に変更 W=10.0m	
図	画 7-B	上成新町線	530	18.0	6.0~ 6.5	現道幅員に合わせた区画街路に変更 W=6.0m	・都市計画道路に係る沿線関係者が特に多く、また過去に計画の拡幅請願・陳情がなされ都市計画変更を行っている経緯もあることから、 地元との合意形成の必要性がある。
<u> </u>	更 引 7-C	上成新町線	160	18.0	6.0~ 6.5	現道幅員に合わせた区画街路に変更 W=6.0m	
	11-B	上成大津小学校前線	700	12.0	6.0~ 8.0	現道幅員に合わせた区画街路に変更 W=6.0m	・主要な通学路であるが、現況の車両交通が多いことから、自転車・歩行者への安全対策の必要性がある。
居	18-A	天神一の谷線	1,150	12.0	ı	現計画を廃止	・JR山陰線から島根大学医学部の間において、外環状道路の古志小山線(国道184号)と中環状道路の医大前新町線を結ぶ唯一の幹線道路であるため、今後の交通の状況により、これに代わる路線として28-B下沢高西線延伸区間を検討する必要性がある。 ・18-A天神一の谷線と南本町上塩冶線との交差付近にある変則交差点について、問題解消の検討を行う必要性がある。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	26 L	郡是前塩冶原町線	650	12.0	5.5~ 6.5	現計画を廃止	
區	間 (1)	上成二京町線	460	0.9	5.0	現計画を廃止	
	(2)	高瀬川南沿線	1,220	0.9	自転車道	現計画を廃止	
	(2)	三京町海上東線	360	0.9	5.0∼ 6.0	現計画を廃止	
区街数区园路原品	画路画記	小土地神門線	1,150	12.0	5.5 6.0	現道幅員に合わせた区画街路に変更 W=5.5m 起点位置の変更	
	56	山根流下線	1,100	12.0	I	現計画を廃止	・住宅が密集する地域であるが、災害時の避難路や緊急車両の通行、延焼防止機能を担う道路が十分でないことから、防災性の向上を目 指したまちづくりを検討していく必要性がある。
大地社會	27	西原乙見線	820	12.0	ı	現計画を廃止	・今後の大社地域の交通量の推移を見ながら、状況に応じて内環状道路などのネットワークを再検討する必要性がある。
(A)	上 59-A	(県管理道) 出雲大社平田線	860	25.0	I	現計画を廃止	
	59-B	(県管理道) 出雲大社平田線	1,470	14.0	ı	現計画を廃止	
		(上記4路線)					・大社地域の3路線(4区間)を廃止するに当って、見直し後の道路ネットワークと出雲大社周辺の観光動線を考えた駐車場配置計画を検討 する必要性がある。
平田 廃止 地域 区間	上 49	山王川筋線	390	12.0	ı	現計画を廃止	
奏川 廃1 地域 区間	止 間	斐川中央線	1,890	16.0	1	現計画を廃止	・市道新川中央線(既存道路)は、車両交通が多いが歩道が一部区間にしか整備されていないため、歩行者・自転車への安全対策の必要性がある。 ・国道9号からの整備済み区間が行き止まりとなっているため、市道新川中央線(既存道路)との接続方法を検討する必要性がある。

# ■その他の留意事項

- ・24-A斐川中央線(幹線街路幅員変更区間)について、市道新川中央線(既存道路)との接続方法を検討する必要がある。
- ・都市計画マスタープランにおける環状道路など、主要な位置づけがなされている路線については、早期の整備の必要性がある。
- ・直接関係する地域住民に対しては、見直しに係る合意形成が必要である。